

学級規模及び教職員配置の適正化について（照会）
各団体回答

○ 教育関係団体

・ 全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会	1
・ 全国市町村教育委員会連合会	3
・ 指定都市教育委員・教育長協議会	6
・ 全国都市教育長協議会	12
・ 中核市教育長会	14
・ 全国町村教育長会	17
・ 全国連合小学校長会	19
・ 全日本中学校校長会	21
・ 全国公立学校教頭会	23
・ 全国へき地教育研究連盟	26
・ 全国公立小中学校事務職員研究会	27
・ 全国教育管理職員団体協議会	30
・ 全国高等学校長協会	31
・ 日本高等学校教職員組合	32
・ 全国特別支援学校長会	34
・ 全国養護教諭連絡協議会	36
・ 日本教職員組合	37
・ 全日本教職員組合	40
・ 全日本教職員連盟	48
・ 全国高等学校 P T A 連合会	53

○ 地方 3 団体

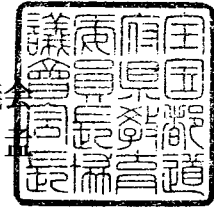
・ 全国知事会	55
・ 全国市長会	56
・ 全国町村会	58



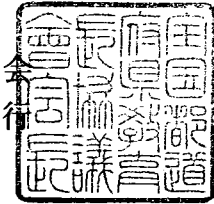
全教委連第 82 号
平成23年7月21日

文部科学大臣
高木 義明 様

全国都道府県教育委員長協議会
会 長 木 村



全国都道府県教育長協議会
会 長 大 原 正 行



公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する意見について
～次期定数改善計画の着実な実施に向けて～

我が国の成長を支える個性豊かで創造力あふれる人材を育成するためには、きめ細かで質の高い教育を保障し子どもにとってよりよい教育環境の整備に努める必要があり、学級編制及び教職員定数の改善は、その中核をなす極めて重要なものである。

今年度は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、小学校第1学年については1学級の標準が35人に引き下げられ、教育環境の整備が進んだところである。

その一方で、これまで学校現場の課題等を解決するために活用されてきた、指導方法の工夫改善のための加配が削減されたことや、小学校第2学年以降の学級編制の標準については、今後、その必要性を検討することとされたなど、地域の課題に計画的に対応するための教育環境の整備・充実という観点からは、その先行きが懸念される場所がある。

全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会としては、学級規模・教職員の配置の適正化及び指導方法の工夫改善等の加配定数の在り方について、下記のとおり意見を表明する。

記

1 小学校第2学年以降における35人以下学級の早期実施

多くの都道府県においては、これまで様々な形態による少人数学級の取組が進められてきており、「授業につまずく児童生徒が減った」「発言や発表の機会が増え、児童生徒が積極的に授業に参加するようになった」「子どもたちが落ち着いて学校生活を送れるようになった」など、学習・生活の両面で成果が見られたところである。

今年度には、小学校第1学年においてのみ35人以下学級が実現したところであるが、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの学習・生活の両面の成長を図る観点から、小学校第2学年以降においても35人以下学級を早期に実現できるよう最大限の努力をすべきである。

2 中長期的な定数改善計画の早期の策定

教育水準を維持・向上させるためには、各都道府県が計画的に教職員を採用し、学校が将来的な展望を持って教育活動の充実を図ることができるよう、計画的・安定的な教員配置を行うことが不可欠である。

そのため、今後の少人数学級推進に伴う、基礎定数や加配定数の見通しを盛り込んだ中長期的な教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実施すべきである。

3 基礎定数と加配定数のバランスのとれた少人数教育の推進について

今回の小学校第1学年の措置にあたっては、その一部が指導方法の工夫改善のための加配定数から振り替えられたため、学校によっては少人数指導の継続が困難になるなどの課題が生じている。少人数学級と少人数指導はそれぞれが補完しあうことで効果を発揮するものであり、仮に今後、すべての学年で少人数学級が実現した場合においても、ティーム・ティーチングや習熟度別授業など、指導方法の工夫改善に係る加配は不可欠である。また、今回の措置によって小規模校に十分な教員が配置できなくなるなど、学校運営上の課題も生じている。

少人数学級の実現に必要な定数の措置にあたっては、各学校におけるこれまでの指導方法の工夫改善のための加配を活用したきめ細かな指導が後退することのないよう、加配定数を確保したうえで、基礎定数の増加により対応すべきである。

4 加配定数の確保及び今後の拡充について

加配定数は、児童生徒数や学級数に応じ地方に配分される基礎定数とは別に、指導方法の工夫改善や、不登校など、学校が個々に抱える課題を解決するため措置されるものであり、その役割は非常に重要である。

平成23年度に削減された指導方法の工夫改善のための加配定数を復元・充実するとともに、新学習指導要領の本格実施や発達障害等の特別な支援を要する児童生徒への対応など、新たな教育課題に対応するための加配を拡充することが必要であり、各学校の課題に応じた柔軟な教職員配置及び配置された教職員の校内での効果的な活用について検討を進める必要がある。

問い合わせ先

全国都道府県教育委員会連合会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-1
尚友会館

電話 03-3501-0575

FAX 03-3501-0589

E-mail zen47@kyoi-ren.gr.jp

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について

- 1 きめ細かで質の高い教育を目指した少人数学級の推進や指導方法工夫改善の在り方について
 - (1) 35人以下学級推進のねらいやよりきめ細やかで質の高い教育を目指した教職員配置の在り方
 - 財政面の課題はあるが、少人数学級の成果は十分見られることから、平成22年8月27日の文部科学省案に基づき、順次、35人、低学年30人学級の実現がのぞまれる。
 - 加配教員の重要性もあるので、今回のように、加配定数の活用は避けて欲しい。純増がのぞまれる。
 - (2) 平成23年度予算編成過程及び国会での法案審議における指摘事項及び当該指摘に係る考え方
 - 加配教員削減により加配教員が担ってきた指導がおろそかになるのではという議員の質問に対し、文科大臣が、「加配措置については、教育上の必要性を見極める」と答弁しているが、この点を十分にふまえ、加配定数がこれ以上削減されないことがのぞまれる。
 - 基礎定数の削減に歯止めをかけるという文科大臣の考えは、ぜひ、実行してもらいたい。加配定数を削減して、数字合わせをするのでは、同じことになるので、純増がのぞまれる。
 - (3) 新学習指導要領が求める思考力・判断力・表現力等の育成に必要な指導方法の工夫改善
 - 工夫改善を実施するためにも、弾力的な定数改善を認め、少人数学級の推進を図ることが必要である。
 - 小学校における専門的な指導に関する加配を増やすことも思考力・判断力・表現力等の育成につながる。
- 2 教職員定数配置（学級数等に基づく基礎定数と加配措置に係る定数の適切な組み合わせによる教職員配置等）の在り方について
 - (1) 基礎定数と加配定数の機能
 - (2) 今後の加配定数と基礎定数の役割分担や効果的な組み合わせ
 - 基礎定数の削減をくいとめるために加配定数を減らすのではなく、学校に必要な加配定数は当然確保する必要がある。学校運営において加配教員の果たすべき役割は多く、それにより救われている学校は非常に多い。

(3) 小学校における専門的な指導、特別支援教育に関する加配の在り方

- 学習指導要領の改訂により、より専科型の専門的な指導が必要となり、小学校高学年においては、実技教科以外でも専科がおける加配定数が必要である。
- 特別支援教育においては、常勤・非常勤を問わず、LD、ADHD等児童への対応に係る通常学級への加配教員及び特別支援学級も含めた介助員・支援員の配置がのぞまれる。

3 設置者や学校の意向を十分反映した学級編成や教職員配置の在り方について

(1) 学校現場に課題解決に向けた指導方法工夫改善のための柔軟な学級編成及び教職員配置の在り方

- 地教委が、地域や学校の実情に応じ、より柔軟に学級を編成できるのは、大変ありがたい。
- 実現できるのかが疑問である。予算が決まっている以上、柔軟に編成しても、それらが全て認められない場合、かえって混乱を招くのではないか。「標準」となっただけで、「基準」とかわらない結果になることが予想される。
- 早急に、学級編成に係る、フローを**作成**すべきではないか。

4 今後に向けた計画的・安定的な学級規模・教職員配置の適正化方策について

(1) 小学校第2学年から中学校第3学年までの学級編成規準の改善の考え方

- 平成22年8月27日の文部科学省案に基づいて、自然減を有効に活用し、かつ、純増を図っていく。

(2) 複式学級の改善の在り方

- 小学校においても、中学校同様、解消がのぞまれる。

(3) 特別支援教育に係る教職員配置の在り方

- 特別支援学級における従来の学級定員8人では、担任一人にかかる負担が大きく、児童生徒への教育的配慮や安全確保が困難である。児童生徒の実態に合わせた柔軟な学級編成ができれば、多人数になる学級や経営が困難になりそうな学級を2クラスに分けての届出も可能となり、よりきめ細かな指導ができる。
- 年度末の転出入により、1学級8人→9人や、9人→8人といった変動があっても、工夫により多人数学級の解消を図ることができる。
- 特別支援教育に係る教職員の配置も、地教委内で工夫する余地が生まれる。
- 各地教委が学級増で届けた場合、教職員の大幅な増員が必要となり、不足する教職員が大きな課題となる。

- 次年度の教職員の定数を確定するために、従来より早い時期に学級編制見込みの提出が求められ、特別支援教育に係る就学指導を行う時間の確保が難しい。
- 教職員数が標準として決まっている中では、地教委内での工夫による効果的な配置にも限界があり、特別支援教育に係る教職員の不足といった諸課題の解消につながらない。

(4) 学級規模・教職員配置の適正化に関する国と地方の役割分担

- 教員の人件費予算は、国が持つべきで、地方の教育水準を下げない努力が今後も求められる。

5 その他学級規模及び教職員配置の適正化のために必要な事項について

(1) 正規教職員の配置促進

- 仕事の割りに給与が低いと見られている傾向があり、正規・臨時教職員の確保が難しくなっている。魅力ある仕事であることのアピールを国をあげて実施すべきである。

(2) 教員をサポートする専門スタッフの配置

- 現在は、ボランティアに頼っている傾向にある。心理士やカウンセラーなどの心理面スタッフの増強がのぞまれる。

学級編制及び教職員定数の改善について、
地教委が地域や学校の実情に応じて弾力的に運用可能とする以前に
それに必要な人の確保（国の財源措置）が必要である。

23指都教協第13号
平成23年7月6日

文部科学省初等中等教育局長
山中 伸一 様

指定都市教育委員・教育長協議会
会長 山本 裕三
(浜松市教育委員会委員長)

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について (回答)

平成23年6月14日付け文科初第418号にてご照会がありましたこのことにつきまして、別添のとおり回答いたします。

事務局

浜松市教育委員会教育総務課総務グループ

担当：影山

(Tel) 053-457-2401

(Fax) 053-457-2404

(別紙)

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について（回答）

1 きめ細かで質の高い教育を目指した少人数学級の推進や指導方法工夫改善の在り方について

○少人数学級（35人以下学級）の推進は、子ども一人一人に目が届きやすくなり、個々に応じたきめ細かな教育に効果的である。また、学力向上や情操面での効果も高く、時代の進展とともに発生する新たな教育課題に迅速かつ的確に対応するためにも必要である。各都市で先行している少人数学級の取り組みやこの4月から実現した小学校1年生における35人学級においても、良い現れが確認されている。

○少人数学級の推進とともに、指導方法工夫改善として、T T・少人数指導の推進、副担任制、小学校における教科担任制の導入などを検討し、多くの眼で子どもを見守る複数指導体制の充実が今後も望まれる。

○中学校で少人数学級を実施した場合、教科担任制であることを考慮し、より手厚い教職員配置が必要である。

○少人数学級を生かした指導法の工夫改善及び教職員の質の向上や、少人数学級がもたらす教育効果の検証を全国的な規模で行う必要がある。

○少人数学級と指導方法工夫改善の目的の違いを明確にすべきである。少人数学級は、一人一人の子どもに教師の目が届きやすくし、丁寧な指導をすることにより学習を確かなものにしようとするものである。一方、指導方法工夫改善は、コース別学習やT T学習など、個々の子どもの特性に合わせて学習の内容や形態を工夫し学習の質を高めようとするものである。それぞれの目的を融合させるべきではないと考える。

○36人で2学級となった学年では、体育や音楽、特別活動などにおいて、2クラス合同で行うなど、柔軟な指導方法の工夫を行っていくことが大切となる。また、小・中学校の教科等に応じて20人程度の少人数指導や習熟度別指導を行うための指導方法工夫改善・少人数指導のより一層の充実が望まれる。そのため、指導方法工夫改善を基礎定数として配置してほしい。

2 教職員定数配置(学級数等に基づく基礎定数と加配措置に係る定数の適切な組み合わせによる教職員配置等)の在り方について

○今年度の小学校1年生の35人学級編制の実現においては、新たに必要となる教員定数について、既存の指導方法工夫改善加配を振り替えて措置されたが、こうした削減は各都市がこれまで実施してきた習熟度別指導やTT等の取組を後退させることとなる。今後、少人数学級の全学年実施に必要な教職員定数については、加配定数から転用することなく、教職員定数の純増によって措置し、併せて加配総数も充実させるべきである。

○教員の定数配置は、予算等により単年度で増減する可能性があり計画的な配置が困難となる加配定数ではなく、基礎定数として配置されることが必要である。

○少人数学級が全学年で実現したとしても、低学力や発達障害等の課題を抱え、特別な支援を要する児童生徒は増加しており、また生徒指導で課題を抱える学校も多い。今後も加配教員等の配置による個別支援が併せて必要であり、大幅な加配増を行うとともに、ある程度学校の実情に応じて活用できるようにする必要がある。

○教職員配置の改善において、加配定数の基礎定数化計画を早急に取りまとめていただきたい。特に、教育水準向上のための基礎定数の充実だけではなく、生徒指導(進路指導)担当教員、養護教諭、栄養教諭、特別支援教育コーディネーターについての基礎定数化を促進するとともに、併せて主幹教諭の基礎定数化等を実現されたい。また、大規模校においても、きめ細かで質の高い教育を目指すため、大規模校加配等の配置を検討すべきである。

○特別支援教育においては今後、取り出し指導、入り込み指導など個に応じた対応がますます求められていくことが考えられる。そうしたニーズに応えるために、特別支援教育に携わる定数の増加、基礎定数の増加による教員一人当たりの持ち時間の削減が望まれる。

○加配定数は、地域や学校状況に応じた特別な配慮が必要な場合(児童生徒支援加配)に限定し、少人数指導、専科指導など、発達段階に応じたきめ細かい指導を行うための教員配置は基礎定数により措置するべきである。

○中学校の基礎定数を見直すべきである。新学習指導要領による教科別授業時数の変動に対応した定数配置に困難を生じている。学級規模によっては、配置できない教科ができ、免許外教員の指導がやむ得ないケースが今後増加することが予想される。

3 設置者や学校の意向を十分反映した学級編制や教職員配置の在り方について

○教職員の配置数については学級編制基準に基づき算定し、その活用については、市町村教育委員会の判断において、地域や個別の学校の実情に応じて、児童生徒の状態に応じた教育的配慮による指導方法を選択できるよう、より自由により柔軟に弾力的な活用ができるようにすべきである。例えば、教育施設（教室数）の増加に伴う設置者の財政的な負担を考慮して、余裕教室の有無にかかわらず、学級編制を少なくし、複数指導を実施することを選択できるようにする。

○地方の裁量を拡大する中で、各自治体における財政力や教育予算の割合等の差により、地域や学校間の格差を生じさせないような仕組みの検討が必要である。

また、市町村負担教職員を任用しなくても従来の定数・加配の活用による仕組みを実現できるように配慮していただきたい。

加えて平成24年度からの実施に向けて、地方が効果的な運用を行うためには、早期に加配定数が示される必要がある。

4 今後に向けた計画的・安定的な学級規模・教職員配置の適正化方策について

○子ども一人一人と向き合う時間を確保し、きめ細かで質の高い教育を実現するために、平成22年8月27日付の「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」に基づき、小学校1・2年生の30人以下学級、小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級編制の計画的かつ早期の実現に必要となる、財源確保及び法改正を速やかに行うよう求める。

○特に、小学校1年生から2年生への進級時において、学校生活への適応、学級経営の充実等の面からも、学級編制基準の段差による機械的なクラス替えは避けることが望ましく、平成24年度における小学校2年生の学級編制基準の確実な引き下げを求める。

○既に今後の大量退職期に円滑に対応するため、計画的に採用数を増加させているが、学級規模の見直しや基礎定数の考え方に応じて、必要な教職員の計画的な採用や整備を行うためにも、中長期的計画の策定が必要である。

○学習指導要領の改訂に伴う新たな教育課程（教育内容や授業時間数の増加）に対応する教職員定数についても確保することが必要である。

○特別支援学級についても、学級編制基準の引き下げが必要である。
また、障害種別による加配措置の充実が望まれる。特に、病・虚弱の学級では児童生徒の出入りが多く、児童生徒が転入するたびに期限付教諭で対応している状況等がある。病院との連携のためにも他の特別支援学級とは異なる教職員配置基準の設定が必要である。

○国は、義務教育国庫負担法、義務教育標準法、人材確保法等を堅持し、財政状況により教職員の質的・量的確保に影響が生じないよう、引き続き努める必要がある。また、地方は教職員配置において、地域や学校の実情に応じた配置に努める必要がある

○複式学級においては、引き続く2学年のうち、第1学年の児童を含む1学級の児童数は、第1学年の児童を含まない場合より引き続き少なく措置されることが望まれる。

5 その他

○35人以下学級編制及び教員の定数改善を進めるのと同時に、質・量ともに優れた人材を確保するための施策を講ずることにより、正規教員の不足等を改善し、教育の質の向上を図ることが必要である。

○学級編制基準の今後の改正作業に関して、予算編成と国会での審議日程において、確実に年度末までの成立が担保され、各自治体での人事配置作業と齟齬を生じることのないよう要望する。

平成23年7月5日

文部科学省初等中等教育局長
山中伸一様

全国都市教育長協議会
会長 中川俊隆
(鳥取市教育委員会教育長)

公立義務教育諸学校の学級規模及び
教職員配置の適正化について（回答）

このことについて、下記のとおり報告いたします。よろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

記

1. きめ細かで質の高い教育を目指した少人数学級の推進や指導方法工夫改善の在り方について。

平成18年12月、60年ぶりに教育基本法が改正された。これを受け、教育3法の改正が行われ、これからの教育のあるべき姿が示された。続いて改正された学習指導要領では、きめ細やかで質の高い教育を目指し、教育内容の改善事項として、「言語活動の充実」、「理数教育の充実」、「伝統や文化に関する教育の充実」、「道徳教育の充実」、「体験活動の充実」、「外国語教育の充実」を掲げている。

これらの改善事項を子どもたちに徹底すべく、市町村教育委員会をはじめ教育現場、とりわけ学校や教職員は、頑張っているところである。これらの教育活動は従来の1学級40名の一斉指導を想定したものではなく、学級規模を縮小して実現が容易になることだと考えている。

このたびの法改正では、すでに市町村では少人数学級に使われているとして、1700名分の指導方法工夫改善の加配が転用されている。市町村の措置は、次善の策であって本来は指導方法工夫改善加配として活用すべきである。小2以上の学年で活用されていた少人数指導、習熟度別指導、ティームティーチング等に活用されていた指導方法工夫改善加配教員は実質の削減になっている。少人数学級の定数は純増で対応すべきである。

2. 教職員定数配置（学級数等に基づく基礎定数と加配措置に係る定数の適切な組み合わせによる教職員配置等）の在り方。

教員定数や学級規模の国際比較の報告を見ると、OECD加盟国平均に比べ、教員1人当たりの児童生徒数は、日本が多く、平均学級規模においても日本は、はるかに多い。学級編成及び教職員定数に関する法律の学校規模による教員定数の乗数の見直しを図ることが急がれる。また、過疎地の小規模校における定数の見直しも同時に図ることが必要である。

このたびの法改正では、何点か議員修正が行われた。確実に担保していただきたい。特に、「加配定数が現場の意向を踏まえること」、「小学校の専門的指導、特別支援教育についての加配定数の自由を拡充」、「市町村の意見を十分に尊重」等は、加配措置にぜひ生かしていただきたい。

3. 設置者や学校の意向を十分反映した学級編成や教職員配置の在り方。

学級編成に関しては市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じてより柔軟に対応できることとなった。「市町村の意見を十分に尊重」という議員修正もなされた。市町村の立場からすると大変使い勝手が良くなった。特に際学級の扱いでは、学校の実態に即した学級編成が可能となる。

ただ市町村が標準法で定められた基準以上のことをする場合は独自の財源が必要になってくる。このことにより豊かな市町村とそうでない市町村の格差が拡大する恐れがある。国は基準が妥当であるかどうかを常に検証して、地方の財源負担が増大しないようにする必要はある。

4. 今後に向けた計画的・安定的な学級規模・教職員配置の適正化方策について。

平成22年8月に発表された新定数改善計画（案）が最低の基準と考える。新指導要領と連携したものと考えており、24年度は中学校1年生にも拡大すべきである。また、可能な限り実施学年の前倒しを図るべきである。

5. その他学級規模及び教職員配置の適正化のために必要な事項について。

少人数学級の効果を示す定量的な調査を可能な限り集めて、示すべきである。グラス・スミス曲線は、学級規模が小さくなるに従って学習の到達度、児童生徒の情緒の安定、教師の満足度が高くなるということを示している。

少人数学級が40人学級になった学年においていろいろな問題が生じている報告も多数ある。小1プロブレムや中1ギャップの先送りにならないよう少人数学級の継続先取りをしていくことが大切である。

今後少人数学級が高学年へと拡大されていくに従い、教室不足などの施設面での不備が生じる。この場合の補助制度の準備も必要である。

公立義務教育諸学校の学級規模及び 教職員配置の適正化に関する意見

中核市教育長会

地方分権が進展する中、地域や学校の実情に応じた特色ある教育行政を推進するため、これからの義務教育においては、国の責務として教育の質、配置などにおいて全国的な教育水準の確保を図るとともに、国及び都道府県の関与のあり方を必要最小限のものとしながら、実施主体である市町村や学校に権限と責任を一体的に付与することが必要不可欠であります。

本年4月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の成立により、小学校1学年が35人学級となり、市町村による弾力的な学級編制が可能となりましたことは、市町村や学校の創意工夫による特色ある義務教育の推進において、一歩前進したものと受け止めております。

今後、よりきめ細やかで質の高い学校教育を実現するためには、国、都道府県及び市町村の役割分担等の見直しを行うとともに、適正な集団規模と教員配置の考え方の整理、教職員定数算定方法の見直し等が必要であると考え、下記のとおり提案いたします。

記

1 きめ細かで質の高い教育を目指した少人数学級の推進や指導方法工夫改善の在り方について

少人数学級の推進及び少人数指導等の継続実施

学習面にとどまらず生活面や心のケア等、細部にわたった幅広い児童生徒への指導を行ってきた日本の学校教育の良さを継続し、よりきめ細やかで質の高い教育を実現するためには、現在、教育現場では児童生徒と向き合う時間の確保、学習指導要領の改訂による授業時数の増加に伴う効果的な学習指導の実施、特別支援教育の充実や児童生徒指導上の諸問題への対応など様々な課題を抱えており、一人の教員が児童生徒一人一人に目が行き届く体制の整備が重要でありますことから、小中学校における35人以下学級の推進に積極的に取り組む必要があります。

なお、少人数学級の推進にあたりましては、効果的な学習指導を目的とする少人数指導とは明確に区別して実施すべきと考えます。今後は、各学校や教育委員会の取組などを通じたエビデンスを積み重ねることにより、学級経営や学習指導など学校教育の様々な場面において、教育効果をより高めることができる最適規模について検証し、少人数学級や少人数指導等を推進すべきと考えます。

2 教職員定数配置（学級数等に基づく基礎定数と加配措置に係る定数の適切な組み合わせによる教職員配置等）の在り方について

様々な課題に柔軟に対応する教職員の配置及び新たな職種の義務標準法への規定

現在の教職員定数は、学級数がベースとなった算定方法であり、同じ学級数であっても学校によって児童生徒数が異なるため、学校によって児童生徒と向き合う時間に差が生じるなど、様々な課題に十分対応しきれない現状もあると考えます。また、加配教員については、活用目的に応じて配置がなされており、幅広い課題を抱える学校現場では実情に応じた臨機応変な対応が困難な状況にあります。

こうしたことから、食物アレルギーのある児童生徒への対応や、いじめ・不登校・問題のある児童生徒への対応など、個々の学校が抱える様々な課題に対応するための加配教員が配置されておりますが、これについては加配事由により学校での職務が制限されてしまうという問題もあるため、配置目的を限定せず、常に諸課題に柔軟に対応できる教員の配置を行うべきと考えます。なお、配置基準としては、各学校の児童生徒数に応じて、教職員数を算定するなど基礎定数に含めるべきと考えます。

また、児童生徒や保護者などの相談、心のケアなどを担当するスクールカウンセラーをはじめとした、学校の読書環境の整備に取り組む司書教諭、発達障害等により通級指導を要する児童生徒を担当する教員など、すべての学校で必要とされている職種については、義務標準法に規定し、基礎定数に位置づけるなど、現在の学校教育に必要不可欠とされる人材の確保を保障する仕組みとするべきであります。

3 設置者や学校の意向を十分反映した学級編制や教職員配置の在り方について

市町村への権限移譲の早期実現

市町村や学校が実情に応じた教員配置を行うためには、より主体的に学級編制を実現することが大変重要でありますことから、多くの都道府県教育委員会において行われている個々の小中学校ごとに教職員配置数を決定する従来の運用を完全に廃し、加配教員も含めて、市町村教育委員会へ総枠で配置する仕組みが必要であります。

しかし、このたびの法改正により、来年度以降市町村教育委員会による柔軟な学級編制が可能となったものの、教職員配置にかかる決定権は都道府県が持っておりますことから、法改正の本来の趣旨を踏まえた柔軟な学級編制の実現は難しいと考えます。

そのようなことから、給与負担を含めた教職員の人事権をはじめ、学級編制や教職員定数の決定権等の権限の中核市をはじめ一定規模の広域圏への早期移譲は必要不可欠であると考えます。

4 今後に向けた計画的・安定的な学級規模・教職員配置の適正化方策について

小中全学年における35人以下学級の早期一斉実施

現在、小学校1学年のみ35人以下学級が実施されておりますが、発達障害などの様々な問題を抱える子どもや、社会の変容による子どもの変化などから、学校現場においては、学年を問わず個々の状況に応じた適切な指導・支援が必要な状況にあります。こうしたことから、予算状況に実施の可否が左右されないよう、新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定することにより、全体の実施スケジュールを明示し、小中全学年における35人以下学級の早期一斉実施をすべきであります。また、一斉実施が困難な場合は、複数の学年を段階的に実施するなど、指導の継続性や学校の実情を踏まえて実施すべきであります。

5 その他学級規模及び教職員配置の適正化のために必要な事項について

計画的な正規教員数の確保を可能とする仕組みの構築

公立小・中学校の非正規教員等は全国的に増加傾向にあり、教員全体に占める割合も、年々高まってきております。今後5～10年間に、各都道府県において定年退職者の大幅な増加が見込まれ、若年層の大量採用を行うことにより、これまで以上に教職員の年齢構成バランスの偏在化の進行や不足する教職員数の臨時的任用や非常勤講師などによる充当が助長され、計画的な教職員の人材育成が図られにくい状況になることが想定されます。こうしたことから、全国的な教育水準を確保するため、国において確実な財源保障を行うとともに、総額裁量制においても教員定数の標準に占める正規教員の割合を100%に義務付けるなど、正規教員の割合を高める仕組みを構築すべきであります。

平成 23 年 7 月 5 日

文部科学省

初等中等教育局財務課様

全国町村教育長会長 高橋 健彦



公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について
(回 答)

日頃より、本会へのご理解・ご支援に感謝申し上げます。

文科初第 418 号のより、ご照会のありました標記の件について、検討事項に沿って、意見・要望を述べさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(1) きめ細かで質の高い教育を目指した少人数学級の推進や指導方法工夫改善の在り方について

- ・ きめ細かで質の高い教育を行うためには、多くの教職員が目をかけ、手をかけることが必須です。
- ・ 小学校 1 年生だけでも、35 人以下学級が実現したことは、評価できますが、このことだけで、少人数学級の実績を判断できないと思われれます。最低、小学校 2 年生までの継続的な学級経営が必要です。
- ・ そのためにも、当初の計画通り、小学校 2 年生から中学校に至るまで、学級編成の標準を早期に改訂し、35 人以下学級の実現を強く希望いたします。

(2) 教職員定数配置(学級数等に基づく基礎定数と加配措置に係る定数の適切な組み合わせによる教職員配置等)の在り方について

- ・ 必要な教職員定数を措置するため、現在の加配定数の一部を活用するとなっています。このことに関して町村教育としては、全くのメリットはないし、むしろ、反って混乱をもたらしかねません。現行の少人数加配をなくさないようご配慮いただきたい。
- ・ 少人数指導加配、児童生徒指導加配、国際教育加配、教育相談コーディネーター、非常勤講師の他、司書教諭、栄養教諭の配置を希望します。
- ・ 小学校高学年における理科、音楽、図工、体育、英語の専門教諭の配置を希望します。
- ・ 特別支援教育コーディネーターを専任化することで、特別支援教育の深化が図られると考えます。
- ・ 学級増に伴い、教室や教材・教具の必要数も増加します。この点の予算措置も早急に検討し、予算化を希望します。

(3) 設置者や学校の意向を十分反映した学級編制や教職員配置の在り方について

- ・ 市町村が、地域や学校、児童の実態・実情に応じて、学級編制を弾力的に編成できる仕組みを構築することは望ましいことです。

そのために、市町村教育委員会からの届出制準備期間の短縮を検討願いたい。

- ・ 柔軟な学級編制は、市町村教育委員会の判断で措置できることが、最も教育的効果が上がると考えます。
- ・ 教育に特化した交付金を新設し、市町村の独自性を尊重することを検討願いたい。

(4) 今後に向けた計画的・安定的な学級規模・教職員配置の適正化方策について

- ・ 平成 24 年度の小学 2 年生について、35 人以下学級が実現しない場合、大きな混乱を来すことが予想されます。早急に小学 2 年生の 35 人学級の実現を検討願いたい。

(5) その他 学級規模及び教職員配置の適正化のために必要な事項について

- ・ 正規教職員の配置促進を図ることに異論はありませんが、教職員として適性のある人材の確保を十分に考慮すること、資質を向上させる方策を含めて、配置促進について検討願いたい。
- ・ 中学校主幹教諭、教務主任、指導教諭及び司書教諭の専任化について、検討願いたい。
- ・ 初任者研修に関して、現在初任者 4 名に 1 名の指導教諭という方式ですが、初任者 2 名に 1 名の指導教諭の配置に改善するよう、検討願いたい。
- ・ スクールカウンセラーの勤務日数を、増やすことを検討願いたい。

◎その他

- ・ 検討会議委員に、町村教育長を加えてほしい。

平成 23 年 7 月 4 日

文部科学省初等中等教育局長

山 中 伸 一 様

全国連合小学校長会長 露木 昌仙

「公立義務教育諸学校の学級規模及び
教職員配置の適正化」についての意見

全国連合小学校長会は学級編制標準の引き下げの必要性について訴え続けてきました。今年度より 30 年ぶりに小学校第 1 学年の学級編制の標準が 40 人から 35 人に引き下げられたことに対し、高く評価します。今後は、小学校第 2 学年以降においても学級編制の標準を第 1 学年と同様に引き下げるとともに、その運用については、施設・設備の状況など学校現場の実情に応じた柔軟な仕組みとすることが重要です。学級編制標準等の改正が、教員が子どもと向き合う時間の確保となり真に子どもたちの「生きる力」の育成につながるよう、下記のとおり意見を表明いたします。

記

- 1 小学校第 2 学年以降においても学級編制の標準を 40 人から 35 人以下に引き下げることを望ましい。
 - 第 1 学年の進級に合わせて学級編制の標準を引き下げない場合、再び第 2 学年で学級編制を行うこととなり学校での混乱が予測される。第 2 学年以降においても学級編制の標準を引き下げてください。
- 2 小学校第 2 学年以降においても一学年の人数が 40 人以下など児童数が少ない場合は、一学年を分割せず学級担任をサポートする TT 教員等として活用することも可能とする。
 - 第 2 学年以降においても一学年の人数が 40 以下の学校で児童の状態に応じた教育的配慮が必要な場合は、学年を分割せず TT 教員等として活用できることを引き続き措置願いたい。
- 3 習熟度別指導等のための加配教職員定数を平成 23 年度水準よりさらに減らさないことを望ましい。
 - 加配教職員定数をさらに減らすことにより、これまで実施してきた習熟度別指導等の指導水準が低下する事が予測される。公教育の質の改善のための加

配教職員定数の維持は、学級編制の標準の引き下げとともに重要であり、平成23年度水準を下回る事がないように願いたい。

4 都道府県から市区町村へ配置される加配定数教員を市区町村教委の判断で弾力的に活用できる制度があるとよい。

○ 加配教職員定数では、指導方法工夫改善や児童生徒支援など加配事項が定められている。しかし、市区町村立学校の状況は様々であり市区町村教委及び校長が状況に合わせて運用する事が望ましい。そこで加配教員を市区町村教委の判断で弾力的に活用できるようにすることにより、限られた教職員加配をより有効に運用したい。

5 普通教室等の不足で35人学級の編制が当面困難な学校については、40人以下学級で許容することが望ましい。

○ 東日本大震災被災地校の状況等により35人学級の編制が当面困難な学校については、状況改善年度まで40人以下学級で許容いただきたい。

平成23年7月6日

文部科学省初等中等教育局長
山 中 伸 一 様

全日本中学校長会
会長 大 江 近

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について

日頃より中学校教育充実のためご尽力いただいていることについて感謝を申し上げます。
さてこのたび、文部科学省からご依頼がありました表記の件について、下記のとおり全日中としての意見を申し述べます。

記

はじめに

全日本中学校長会はこれまで、教育関係23団体との連携を図りながら定数改善に関する要求をしてきたところである。今年の4月15日に公布・施行された「義務標準法の一部を改正する法律等」により小学校1年生が30年ぶりに学級規模縮小となったことは、関係各位の努力によるものと全日本中学校長会として一定の評価をしている。

しかしながら、改正法の附則の第2項において学級規模及び教職員配置の適正化についての検討を経た結果に基づいて必要な措置を講ずることになったとはいえ、小学校1学年から毎年1学年ごとに学級規模を縮小した場合、中学校3年生までの導入に9年間かかることとなる。全日中としては、学級規模及び教職員配置の適正化について平成24年度から始まる新学習指導要領の全面実施への対応という教育上の論理及び現在の中学校教育の現状から導き出される施策と受け止めてきており、この順序及び進め方については容認できない。

学級規模及び教職員配置の適正化は、財政上の論理ではなく教育上の論理及び現状から導き出される考え方であることを踏まえ、35人以下学級を可能な限り速やかに中学校まで拡大するよう求めるものである。

1 きめ細かで質の高い教育を目指した少人数学級の推進や指導方法工夫改善の在り方について

中学校では、各教科、道徳、特別活動等の指導、生徒指導、進路指導はもとより給食等日常の学校生活全般にわたり学級が大きな役割を担っている。担任は、日常的に声かけや面談、生徒による記述物の点検や観察等を通して生徒の細かな変容を捉え、内面に迫る指導に努めており、学級の生徒数が少ないほどきめ細かい教育支援が実現できることは言うまでもない。これまで、毎年生徒数の変動によって学級規模も変動しているが、学級規模が小規模ほど集団規律を維持しやすく指導が行き渡りやすいことを体験的に感じているところである。きめ細かで質の高い教育を安定的に実現するためには30人を目指した学級規模を求める。

近年、指導方法工夫改善のための加配措置によりティームティーチング及び少人数指導が導入され実践を積み重ね成果をあげている。加配措置による指導効果は、加配実践校の各種の学習状況調査により手応えを感じているところである。加配措置の一層の充実を図るとともに学

校の実態に応じた指導方法工夫改善が実施できるよう要望する。

きめ細かで質の高い教育を実現するためには少人数学級と指導方法工夫改善等の加配措置のどちらも重要であり、少人数学級を基盤として指導方法工夫改善も実施できる教職員配置が必要である。

2 教職員定数配置（学級数等に基づく基礎定数と加配措置に係る定数の適切な組み合わせによる教職員配置等）の在り方について

中学校では、学級数に基づく基礎定数に学校の必要に応じた加配措置に係る教職員を配置することが望ましい。ただし、現在の基礎定数では教職員数が十分でなく、全日中としてはかねてより管理職、養護教諭を除いた教員の定数を<学級数×2>とするよう要求してきたところである。なお、加配措置に係る定数については、学校の必要に応じて協議して決定することが重要である。

近年、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒への対応、生徒指導に係る諸課題への対応、教育活動の一環として行われる部活動への対応、生徒と向き合う時間の確保、新学習指導要領における増時数教科への対応等の課題が山積している現状においては、このような諸課題を克服し教育の質の向上を目指すために、学校に配置される教職員数を増やすことが喫緊の要求である。

3 設置者や学校の意向を十分反映した学級編制や教職員配置の在り方について

様々な学校の実態があり、年度によっても生徒の状況が異なるため教職員定数の基本は堅持しつつ、具体的な学級編制のあり方や教職員配置等については学校裁量に任せるべきである。地域や学校の実態に応じたきめ細かい運用が必要である。

4 今後に向けた計画的・安定的な学級規模・教職員配置の適正化方策について

最近の中学校1年生には、新しい環境で適切な人間関係を自分で働きかけて作ることができないことを起因とする不登校やいじめなど、多くの課題が集中して出現している。適切な人間関係を構築し適応力を身に付けさせていくためには、できる限り小規模の集団の中で人間関係を築く機会を与えることが必要である。また通常学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒が年々増加している。学級の秩序を維持し、生徒一人一人にきめ細かく対応していくためにも小規模学級への要望は切実な状況にある。このような現状のなかで、中学校1年生への35人学級の導入が見送られることがあってはならない。平成24年度から中学校1年生の学級編制標準の引き下げを行い、早急に中学校3年生まで拡大することを要望する。

5 その他学級規模及び教職員配置の適正化のために必要な事項について

中学校では、学級担任と学級副担任がチームを組み学級運営に当たることがきわめて重要になってきている。しかしながら、学級副担任が複数のクラスを兼務している実態がある。中学校の教員定数の算定に当たっては、1学級を2人の教員で運営できる仕組みづくりを求める。

なお、加配措置については、地域の実態、学校の実態に応じて校長裁量による配置が適切に行われるよう一層の拡充を強く求める。

以上

平成23年7月5日

文部科学省初等中等教育局長 様

全国公立学校教頭会長 井部 良一

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について（回答）

平成23年6月14日付文科初第418号で照会のあったこのことについては、別添のとおりです。

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の 適正化についての意見について

(1) 少人数学級の推進について

35人以下学級を国の制度として推進する事は、是非行って頂きたいと考えます。

① 小学校2年生以上の学年での35人学級の早期実現について

平成23年度より小学校1年生の35人以下学級が実施されることとなりました。これは、私たち全国公立学校教頭会の長年の宿願でもあり、ようやく実現した事は大きな喜びでもあります。今後は、小学校2年生以上の学年及び中学校の35人以下学級の早期の実現を要望するところです。

② 中学校における35人以下学級の実現について

中学校については、新学習指導要領の完全実施が平成24年度です。この新学習指導要領は数学・理科・英語等の授業時数が増えます。中学校は教科担任制ですので、教科の授業時数が増える事に併せて教科担任の定数も増えなければ円滑に学校運営をする事ができません。学校現場は、教職員の多忙化、教育環境の複雑化等々多くの教育諸問題を抱えており、定数増のない中での新学習指導要領実施には、教育の質を担保する根拠を失うこととなると危惧しております。

つきましては、早期に中学校でも35人学級の導入等をとおして、定数の改善を図って頂きたいと要望するところです。

③ 少人数学級の推進等による定数改善計画の早急な確定について

確定した定数改善計画がないため、各都道府県では計画的な教員採用ができない状況があります。年度末に国の予算が確保され、突然少人数学級になっても、本務者の採用が間に合わないため期限付き任用者による対応となり、教育の質の担保ができない状況となります。これはせつかく少人数学級になっても、その効果が限定されてしまう事を危惧します。先を見越した定数改善計画を早急に確定させ、それを各都道府県に示す事により、計画的な教職員の採用可能となります。早急に定数改善計画の確定・提示を要望するところです。

④ 少人数指導等の加配定数の、少人数学級実現のための基礎定数への振り替えについて

平成23年度予算では、小学校1年生の35人以下学級の実現のために、1,700人の加配定数を基礎定数に振り替えられています。少人数指導加配等の加配定数は、各学校の教育課題に対応するための加配であり、課題解決のために必要不可欠です。

少人数学級を実施すれば全ての教育課題が解決するというものでもありません。加配定数は学校運営上必要なものですので、振り替によらず、新規に予算措置するという形での少人数学級の実現を要望するところです。

⑤ 少人数学級実施による校舎建築・備品購入について

少人数学級を実施するために、校舎・教室等の新築・増築、さらには備品等の購入する事が市区町村の責務となるが、地方の財政事情も苦しいため、例外的な学級編制にならざるを得ない事が多々起こってくると考えられます。教室の増築・必要機器の購入等が出来なければ、少人数学級は画餅となり、さらには、例外的措置が常態化することは、教育の機会均等の原則から逸脱するものです。国は人件費の措置だけでは

なく、校舎建築・増築、備品購入の国庫補助が円滑に行われるような制度の確立を早急に要望するところです。

(2) 加配について

① 非常勤講師の活用について

各学校の教育課題を解決するために、加配が行われていますが、定数を崩しての非常勤講師配置が行われている事が多く見受けられます。非常勤講師では、配置目的が限定されると共に勤務条件等が常勤の者と大きく違っているため、学校運営上支障をきたしています。非常勤講師の配置ではなく、教職員定数として常勤の配置が必要であると考えます。

② 新しい職階制に対応した加配の配置について

主幹教諭や指導教諭など新しい職階制度が導入されてきてはいますが、現在の定数を活用しての制度であるため、十分に機能しているとは思えません。加配定数による配置が行われることができれば、学校の組織機能がさらに向上していくことと考えております。新しい職階制を生かすために非常勤講師等によらず、加配定数による配置をすべきだと考えます。

(3) その他

義務教育を国家戦略として取組み、教育の機会均等の原則に立って、「義務教育国庫負担制度」の負担率を2分の1に復元するとともに、最終的には全額国庫負担となること、教育の機会均等を担保することとなると考えます。

平成23年 7月 6日

文部科学省初等中等教育局
局長 山中 伸一 様

全国へき地教育研究連盟
会長 駒田 泰久
(会長印省略)

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について（意見・提言）

日頃より、本連盟の研究活動にご指導とご支援を賜り、深く感謝申し上げます。
さて、ご照会のありました件について、意見・提言を下記のように申し上げます。

記

【公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について（意見・提言）】

1 きめ細かで質の高い教育を目指した少人数学級の推進や指導方法工夫改善の在り方について

少人数学級、少人数指導にシフトされていくことは、本連盟にとっても大変好ましいことと思います。この流れが大きくなうねりとなることを祈念しております。

2 教職員定数配置（学級数等に基づく基礎定数と加配措置に係る適切な組み合わせによる教職員配置等）の在り方について

全小中学校に、教頭、養護教諭、事務職員の配置をお願いしたいと考えます。児童生徒数の如何に関わらず、1つの学校には校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員が必要だと考えます。養護教諭や事務職員は専門性が高く、兼ねて行うことや、専門性を有しないものを行うことには無理があると考えます。

中学校免許外教員をなくすことも大切なことだと考えます。へき地にある中学校では、その教科の免許を有しない教員が教科を教えている実情があります。義務教育9年間の締めくくりとして、専門性の高い指導を保証していただきたいと考えます。

3 設置者や学校の意向を十分反映した学級編成や教職員配置の在り方について

特にございません。

4 今後に向けた計画的・安定的な学級規模・教職員配置の適正化方策について

複式学級の解消はへき地校の永年の願いです。中学校の複式解消、小学校の完全複式解消、複式学級数縮減は強い願いとしてあります。学力充実のためには、複式学級解消や複式指導を単式指導（加配措置により主要教科を単式化していく）に変えていくことが重要だと考えます。

5 その他学級規模及び教職員配置の適正化のために必要な事項について

特にございません。

平成23年7月6日

文部科学省初等中等教育局長様

全国公立小中学校事務職員研究会
会長 檜山幸子

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化について

貴職におかれましては、日頃より、義務教育の発展・充実をはじめとする教育施策の推進につきましてご尽力いただいておりますことに深く敬意を表します。

本年4月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、公立小学校第1学年の学級編制の標準が35人に引き下げられましたことに感謝申し上げます。さらに公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化につきまして検討を進めていただいておりますことに、心よりお礼を申し上げます。

さて、平成23年6月14日付文科初第418号にてご照会のありました標記の件について、下記のとおり意見を述べさせていただきます。

記

1 学級規模の適正化と教職員配置の拡充について

確かな学力の定着を図る新学習指導要領が、小学校ではこの4月から全面実施となり、また中学校ではそれを来年度に控え、学校では円滑な実施のため教職員一体となって取り組んでいます。

また、子どもや家庭、地域がおかれた状況の変化、東日本大震災で被災した子どもたちへの支援や教育復興など、学校の課題はますます多様化かつ複雑化しています。

このような中、小学校1年生の学級編制の標準が引き下げられ、35人以下学級の制度化が実現したことは、きめ細かで質の高い教育の実現に取り組む学校現場にとって、たいへん嬉しいニュースとなりました。実際に35人以下学級が実現した小学校からは、昨年度と比べ1年生の子どもが落ち着いて学習に取り組み、欠席も減っているという報告があります。

この効果を小中学校全学年に拡大させるために、小学校第2学年から中学校に係る学級編制の標準を一刻も早く引き下げいただき、35人以下学級を実現していただくことが必要と考えます。

また、小学校低学年におけるさらなる学級編制の標準の引き下げ、および中学校の複式学級の解消と小学校の複式学級に係る学級編制の標準の引下げについても、重要と考えます。

学校が抱える課題は、各校によって異なり、また、1年間の中でも変化していきます。個々の課題を的確に解決するためには、校長の裁量で最適かつより柔軟に、学級編制や指導方法の工夫改善ができる仕組みが必要であると考えます。

新しい教育内容や教育課題に対応していくためにはマンパワーが必要です。教職員が子どもたちの成長のために日々前向きに、エネルギーを持って職務にあたるよう、より学校現場のニーズに最適な教職員配置や、それを実現する教職員定数改善計画等の策定を進めていただきますよう、お願いいたします。

またこれらを進めていく上で、義務教育の機会均等、無償の原則に基づき、自治体の財政状況による格差が生じないよう、教職員給与費の全額国庫負担へ向けての改善を併せてお願いいたします。

2 教員と事務職員が果たすべき役割

社会の変化として、少子高齢化、グローバル化、経済的格差の増大とその固定化、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化、地域社会等のつながりの希薄化などがあげられます。これらの様々な状況変化を受け、学校を取り巻く環境もまた大きく変化しています。こうした変化に伴う諸課題に対応し、解決していくためには、学校組織マネジメントにより効果的な学校運営を推進し、学校の総合力の向上を図る必要があります。そのためには校長のリーダーシップが発揮されやすい組織体制、教職員がその専門性を十分に活かせる明確でメリハリのある役割分担が必要です。

あるべき教職員の姿として、教員は授業のスキルを磨くとともに、子どもと直接向き合う業務に専念することが理想であり、事務職員は情報の総合管理、財務の統括、施設設備の整備、就学援助等をととし、よりよき教育環境整備を行います。さらに、教頭や副校長とともに校長を補佐し、全体調整や進行管理、地域や保護者との連携など、地域協働を推進させる役割を担います。

平成 22 年 3 月 2 日の「今後の学級編制及び教職員定数の改善に関する教育関係団体ヒアリング(第 2 回)」でも意見を述べさせていただきましたが、イギリスの学校では教員以外の専門スタッフが日本よりも充実し、教員が教授活動に専念できているといった事実があります。検討会議の中でも、委員より同様のご発言がありました。教員の事務負担軽減のためには教員のみを増やしても、根本的な解決にはならないのです。教員が担っている事務を事務職員が担えるような事務処理体制を整備することで、教員の子どもの向き合う時間を増やすことができます。

事務職員が学校事務全体の統括者として学校運営を担っていくことが、課題解決策の一つです。教職員の役割を明確にし、専門性を高め連携しながら学校運営を進めていく環境を整えることが効果的であり、今後の学校運営にとって必要なことであると考えます。

3 学校の総合力向上のための事務機能強化と高度化

学校の教育力を高めるため、学校経営の重要性がますます注目されています。学校の自主性・自律性が確立する中で、教育委員会から学校へ権限が移譲され、裁量拡大が進み、学校の責任も大きくなるとともに、学校の総合力向上のための事務機能強化と高度化が求められています。その中核を担う事務職員の配置基準の見直しと定数改善が必要と考えます。

(1) 基礎定数の改善 ～全校配置と複数配置基準の改善～

学校があればそこには学校事務があります。全国どこの学校においても、学校事務を専門に担う職員として事務職員を置くことが必要です。

また、組織的な学校事務を推進するためには、小中学校とも複数配置の実現が不可欠であり、特に、質・量ともに事務処理の困難さが増す、児童生徒の多い学校における複数配置基準の引下げをお願いいたします。複数配置本来の効果が十分発揮されるよう、正規採用の事務職員が配置されることも重要です。複数配置により、単数配置のため実現が難しかった学校財務全般や校務の ICT 化等を事務職員が担当でき、学校事務機能の安定性が高まることで、学校運営全体の機能の向上が期待できます。

(2) 学校の特性に応じた配置 ～コミュニティスクールへの事務職員加配～

義務標準法で規定されている事務職員定数以外にも、コミュニティスクールや小中一貫教育、外国籍児童生徒教育や特別支援教育や通級学級設置といった様々な取組みの拠点校など、学校の特性に応じた事務職員の配置が必要であると考えます。

中でも、保護者や地域住民が、合議制の機関である学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任

を持って学校運営に参画するコミュニティスクールが着実に増えつつあります。そこには元々ある学校事務に加えて、学校運営協議会の運営にかかる様々な事務や業務が発生します。それを専門的に担う事務職員を置くことで、コミュニティスクールの組織運営体制が確立され、円滑な運営、推進が図られるものと考えます。

(3) 事務長の定数措置

小中学校にも、大規模校や共同実施組織に事務長を置くことができるようになりました。学校事務を統括する事務長には、様々な役割が期待されます。たとえば、地域支援組織との連絡調整、地域の人材の活用、スクールカウンセラーなど教員をサポートする専門スタッフとの連絡調整など、今後増大する外部との調整にかかる業務を統括する渉外部門としての位置付けも可能です。

徐々に事務長を設置する県や市町村が増えつつあります。この制度を有効に活用し、学校運営組織の充実を図るには、事務長の定数措置が必要と考えます。

さらに、現在全国で展開され、多くの成果を上げている学校事務の共同実施組織に事務長を配置することで、組織としての機能をより向上させることができます。事務長は共同実施組織の学校事務を統括し、各学校の事務職員の指導を行います。また、チームリーダーとして共同実施校間や地域との連絡調整にあたり、地域の学校事務をマネジメントすることで、より効果的な教育支援や学校間・地域連携を促進することが期待できます。

また、現在の共同実施組織への加配を基礎定数化し、事務長が置かれた学校に配置することで、事務長がその役割に専念する環境が整い、共同実施組織と学校事務機能の向上、高度化、効率化が図られます。

(4) 大規模災害発生時における事務職員の加配

大規模災害発生時においては、児童生徒に直接指導を行う教員の加配はもちろんのこと、児童生徒の転出転入による学籍事務や被災による就学援助事務の急増、教材・教具や施設設備の復旧などの教育環境整備など、膨大な業務量が見込まれる学校事務を担っている事務職員の加配も必要です。

このたびの東日本大震災においては、義務標準法等の一部改正により、被害を受けた地域の学校及び被災児童生徒の転学先の学校における教職員の定数に関して、特別の措置が速やかに講じられました。今後は一日も早い教育復興のために、必要とするところに必要な期間、必要な教職員が確実に配置される仕組みづくりをお願いいたします。

学校の裁量の拡大が進み、学校の責任が大きくなるとともに、学校事務の重要性が増しています。事務処理のみにとどまらず、渉外、情報収集・分析・発信など、学校事務の領域も広がるとともに、さらに複雑化・高度化しています。また、この春公表された「教育の情報化ビジョン」で、教育の質の向上と学校経営の改善に資するとされた「校務の情報化」においても、事務職員が中心的役割を果たすことが期待されています。こうした学校の基礎体力とも言える学校事務機能の向上は、今後の学校運営にとってますます重要となります。

次代を担う子どもたちの確かな学びと成長のために、私たち事務職員が責任を持って学校事務を担えるよう、正規採用の事務職員の配置と研修の充実、計画的な定数改善を進めていただきますようお願いいたします。